附則第十七条の四の三（見出しを含む。）中「障害者雇用促進助成金」を「障害者雇用促進等助成金」に改める。	父である労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき三十万円）と、同号ロ中「対象者一人につき四十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十五万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき五十五万円、その他の労働者一人につき四十五万円）」と、同号ロ⑷中
附則第十七条の六中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改める。	
附則第十七条の六の次に次の一条を加える。	
（建設又は介護の事業に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置）	
第十七条の六の二　第百二十三条に規定する事業主等が行う建設又は介護の事業に係る認定訓練の実施に必要な経費に関する認定訓練助成事業費補助金の交付については、平成三十一年度までの間、同条の規定により都道府県が行う助成又は援助に係る額が、同条の厚生労働大臣が定める基準に従つて算定した額（その額が当該経費につき当該年度において要した金額を超えるときは、当該金額とする。）の経費の三分の二に満たない場合には、同条の規定により交付する額に加え、その不足額を交付することができる。	
附則第十七条の八中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第百二十五条第一項第一号イ⑷」を「第百二十五条第一項第一号イ⑻」に、「、⑶及び⑷」を「及び⑶から⑻」に改める。	
（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）	
第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。	
第七条の二第一号イ中「規定する事業主」の下に「（以下この条において「建設事業主」という。）」を加え、同号ロ中「ホ又はヘ」を「ホ、ヘ又はヌ」に改め、同号ホ中「中小建設事業主」を「建設事業主」に改め、同号ホに次のように加える。	
⑷　キャリア形成上の課題及び職場における問題の解決を支援するための措置	
第七条の二第一号ヘ中「若年労働者」の下に「及び女性労働者」を加え、「中小建設事業主」を「建設事業主」に改め、同号ト中「中小建設事業主団体等」を「建設事業主の団体又はその連合団体（次号トにおいて「建設事業主団体等」という。）」に改め、同号ト⑴中「中小建設事業主（」を「建設事業主（」に、「構成中小建設事業主」を「構成建設事業主」に改め、同号ト⑵中「構成中小建設事業主」を「構成建設事業主」に、「若年労働者」の下に「及び女性労働者」を加え、同条第二号ホ中「中小建設事業主」を「建設事業主」に改め、同号ホ⑴中「四十万円」を「十万円」に改め、同号ホ⑵及び⑶中「三十万円」を「十万円」に改め、同号ホに次のように加える。	
⑷　前号ホ⑷　十万円	
第七条の二第二号ヘ中「中小建設事業主」を「建設事業主」に改め、同号ヘ⑴中「三分の二」を「二分の一（中小建設事業主にあっては、三分の二）」に改め、同号ト中「中小建設事業主団体等」を「建設事業主団体等」に、「三分の二」を「二分の一（中小建設事業主団体等にあっては、三分の二）」に「中小建設事業主（」を「建設事業主（」に改め、同号チ中「額（」の下に「規模五万人日以上の職業訓練を行う場合にあっては、その額が一億五百万円を超えるときは、一億五百万円、」を、「四万人日以上」の下に「五万人日未満」を加える。	
第七条の二に次の一項を加える。	
2　前項第一号ホに規定する建設事業主が、同号ホに該当することにより建設労働者確保育成助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあっては、当該建設事業主に対し、六十万円（雇用管理制度の整備を終了した日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における入職者の数を当該雇用管理制度の整備を終了した日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合及び当該入職者の数が、職業安定局長が定める目標値を達成している建設事業主にあっては、百二十万円）を支給する。	
一　雇用管理制度の整備についての助成の支給を受けた建設事業主であって、雇用管理制度の整備を終了した日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該雇用管理制度の整備を終了した日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している建設事業主であること。	
二　職業安定局長が定める適正な雇用管理を行っていると認められる建設事業主であること。	
附　則	
（施行期日等）	
第一条　この省令は、公布の日から施行する。	
2　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則附則第十七条の六及び第十七条の八の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。	
（経過措置）	
第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百四条第一号イの環境整備計画を提出した事業主に対する高年齢者雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。	
2　施行日前に旧雇保則第百十条の三第一項第一号の規定により労働者を雇い入れた事業主に対するトライアル雇用奨励金の支給については、なお従前の例による。	
3　施行日前に旧雇保則第百十六条第二項第一号ハの短時間勤務の制度を利用し、平成二十七年十一月三十日までの間に当該制度を六箇月以上利用した被保険者がいる事業主に対する子育て期短時間勤務支援助成金の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例による。	
4　施行日前に旧雇保則第百十六条第三項の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給に係る申請を行った事業主又は事業主団体に対する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給については、なお従前の例による。	
5　施行日前に旧雇保則第百十六条第四項第一号イ⑴の原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者がいる中小企業事業主に対する中小企業両立支援助成金（当該原職等復帰措置に係るものに限る。）の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例による。	
6　施行日前に旧雇保則第百十六条第四項第一号ロ⑴の育児休業後六箇月以上継続して雇用した期間を定めて雇用する被保険者がいる中小企業事業主に対する中小企業両立支援助成金（同号ロ⑴に該当する中小企業事業主に係るものに限る。）の支給については、当該被保険者に係る支給に限り、なお従前の例による。	
7　施行日前に旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ⑵の計画を提出した事業主に対する中小企業労働環境向上助成金の支給については、なお従前の例による。	
8　施行日前に旧雇保則第百十八条の二第一項第一号ハ⑴ⅰ若しくはⅱ又は⑵の措置を講じた事業主に対するキャリアアップ助成金の支給については、なお従前の例による。	
9　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第四項第一号イに規定する雇入れを行った事業主に対する精神障害者等雇用安定奨励金の支給については、施行日前に同号の規定により雇い入れられた労働者に係る支給に限り、なお従前の例による。	
10　施行日前に旧雇保則第百二十五条第一項第一号に規定する若年人材育成型訓練、熟練技能育成継承型訓練、対象認定実習併用職業訓練、育休中・復職後等能力向上型訓練を実施する事業主又は団体等実施型訓練を実施する事業主団体等に対するキャリア形成促進助成金の支給については、なお従前の例による。	